

平成 20 年度 第 22 回 定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 21 年 3 月 24 日 (火) 午後 2 時
場 所 八王子市役所 5 階 第 3 ・ 第 4 委員会室

第 2 2 回定例会議事日程

1 日 時 平成 2 1 年 3 月 2 4 日 (火) 午後 2 時

2 場 所 八王子市役所 5 階 第 3 ・ 第 4 委員会室

3 会議に付すべき事件

- 第 1 第 5 8 号議案 八王子市教育委員会会議規則の一部を改正する規則設定について
- 第 2 第 5 9 号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定について
- 第 3 第 6 0 号議案 八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定について
- 第 4 第 6 1 号議案 八王子市教育委員会事案決定規程の一部を改正する訓令について
- 第 5 第 6 2 号議案 八王子市教育委員会表彰規程の一部を改正する訓令について
- 第 6 第 6 3 号議案 八王子市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令について
- 第 7 第 6 4 号議案 学校運営協議会を設定する学校の指定について
- 第 8 第 6 5 号議案 市立小・中学校適正配置推進計画について
- 第 9 第 6 6 号議案 (仮称) 戸吹総合スポーツ公園第 2 期整備工事に関する議案の調製依頼について

4 報告事項

- ・平成 2 0 年度八王子市教育委員会児童生徒等表彰について (教育総務課)
- ・小学校児童作文集「はちおうじの子」の発刊について (指導室)
- ・小中一貫教育指導資料について (指導室)
- ・平成 2 1 年度催し物等一覧について (生涯学習総務課)
- ・第 5 9 回八王子夢街道駅伝大会結果報告について (スポーツ振興課)

第 2 2 回定例会追加議事日程

- 1 日 時 平成 2 1 年 3 月 2 4 日 (火) 午後 2 時
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 5 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
第 6 7 号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申について
- 4 協議事項
八王子市教育委員会の権限委任に関する規則の一部改正について

八王子市教育委員会

出席委員 (5 名)

委 員 長	(1 番)	小田原	榮
委 員	(2 番)	和 田	孝
委 員	(3 番)	川 上	剋 美
委 員	(4 番)	水 崎	知 代
教 育 長	(5 番)	石 川	和 昭

教育委員会事務局

教 育 長 (再 掲)	石 川 和 昭
学 校 教 育 部 長	石 垣 繁 雄
学 校 教 育 部 参 事 指 導 室 長 事 務 取 扱 (教 職 員 人 事 ・ 指 導 担 当)	由 井 良 昌
教 育 総 務 課 長	天 野 高 延
学 校 教 育 部 主 幹 (企 画 調 整 担 当)	穂 坂 敏 明
施 設 整 備 課 長	萩 生 田 孝
学 事 課 長	野 村 みゆき
学 校 教 育 部 主 幹 (中 学 校 給 食 担 当)	小 松 正 照

学校教育部主幹 (学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当)	海野千細
指導室統括指導主事	宇都宮 聡
指導室前任指導主事	山下久也
生涯学習スポーツ部長	菊谷文男
生涯学習スポーツ部参事 (八王子市図書館長)	坂倉 仁
生涯学習総務課長	桑原次夫
スポーツ振興課長	遠藤辰雄
学習支援課長	牧野晴信
文化財課長	渡辺徳康
指導室指導主事	小林洋之
教育総務課主査	山本信男
教育総務課主査	町田和雄
教育総務課主査	後藤浩之
生涯学習総務課主査	齋藤和仁
スポーツ振興課主査	清水秀樹
スポーツ振興課主査	日巻嘉穂

事務局職員出席者

教育総務課副主査	小林 なつ子
教育総務課主任	佐藤 秀靖

【午後 2 時開会】

小田原委員長 本日の委員の出席は 5 名でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成 20 年度第 2 2 回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 4 番 水崎知代委員 を指名いたします。よろしく願います。

なお、追加日程の提出がありましたが、これについても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 全員、異議ないものと認めます。

また、議事日程中、第 6 5 号議案及び第 6 7 号議案の 2 議案は、審議内容に個人情報や意思形成過程の事案が含まれるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 3 条第 6 項及び第 7 項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。これも御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の日程に従いまして、進行いたします。

その前に、本日は小学校の卒業式でした。皆さん、それぞれ教育委員会を代表してお祝いの言葉を述べていただきまして、本当にありがとうございました。特に問題がなく終わったようでございます。私の行った学校は、粛々と行われて、感動的な式でしたけれども、皆さんのところもそういうような感じだったと思います。

小田原委員長 それでは、日程第 1、第 5 8 号議案八王子市教育委員会会議規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

天野教育総務課長 それでは、第 5 8 号議案八王子市教育委員会会議規則の一部を改正する規則設定についてでございます。これにつきまして、山本課長補佐から御説明いたします。

山本教育総務課主査 教育総務課、山本です。

それでは、5 8 号議案の説明をいたします。

議案を一枚めくっていただきまして、定例会資料に基づきまして、御説明させていただきます。改正理由とその内容ですけれども、現行、月2回、教育委員会定例会を開催することになっております。付議する案件がない場合につきましては、開催しないことができるということで、規則の3条第2項に、会議に付議する案件がないときはこの限りではないという文言を加えるものでございます。ことしの4月1日施行とするものです。

以上です。

小田原委員長 ただいま、教育総務課の説明が終わりました。

本案について、御質疑、御意見ございますか。

和田委員 出されている議案の改正後の中身のところのアンダーラインのところは、「会議に付議する事件がないとき」と書いてありますけど、これでよろしいんですか。この説明の方については、「案件がないとき」という形になってますが、これについてはよろしいんですか。

山本教育総務課主査 資料の方、申しわけございません。「案件」と書いてありますが、会議規則の2条のところ、「会議に付すべき事件」というふうに字句を使っておりますので、議案のとりの改正内容になりますので、御承知いただければと思います。

天野教育総務課長 資料の方の「案件」という部分を、「事件」という形で3条2項のただし書きとして「会議に付議する案件がないとき」とありますけど、これ「事件がないとき」ということで、資料の方を訂正をよろしくお願いいたします。

小田原委員長 ちなみに、「事件」と「案件」とはどう違うんですか。

天野教育総務課長 「案件」というのは、この案という分については、その項目のものを示したものと。「事件」についてというのは、ことが起こったことということでの内容だということふうに、私は思っております。

小田原委員長 そうですか。深くは追求しませんけども、項目が「案件」で。

天野教育総務課長 ことが起こったことについてが、「事件」だということふうにして思っております

小田原委員長 そう。それだったら、違うんじゃない。「案件」にしなきゃいけないんじゃないですか。これは何かののっとして、こういう文章になってるわけでしょ。

天野教育総務課長 元が、昭和31年に会議規則をつくった時のことです。

小田原委員長 つまり、「案件」が紛れ込んだら、何てなるんですか。そこなんだけれど。法律の用語、法令の用語として、「案件」じゃなくて「事件」だと。要するに、事柄であ

るわけだから、むしろ教育総務課長の項目、諮ることばかりじゃなくて。ということで、「事件」という言葉が使われてると思われるんですけど、それにのっって、「事件」にすると。ということで、よろしいですか。

そのほか、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、お諮りいたしますけれども、第58号議案につきましては、御提案のとおりただし書きをつけるということで、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特に異議がございませんので、第58号議案についてはそのように決定することにいたしました。

小田原委員長 続いて、日程第2、第59号議案八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定についてを、議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

天野教育総務課長 この処務規則の一部改正する規則設定につきまして、これも山本主査から御説明いたします。

山本教育総務課主査 教育総務課、山本です。

それでは、59号議案を御説明いたします。

議案をめぐっていただきまして、定例会資料をごらんください。改正する内容は二つございますが、まず一つは、中学校給食の関係です。中学校給食につきましては、4月から始まりますが、これに伴いまして弁当あっせん事業を廃止することになりますので、13条に規定しています各課の分掌事務のうちから、中学校弁当あっせん事業の部分を削ろうとするものです。

それから二つ目で、こちらの方は規定整備ですので、記載位置を訂正するものでございます。

施行時期としては、4月1日からということで予定をしております。

以上です。

小田原委員長 ただいま、教育総務課の説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 よろしいですか。

特に御異議ないようでございますので、第59号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 続いて、日程第3、第60号議案八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、これも教育総務課から説明願います。

天野教育総務課長 この規則の、八王子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則設定につきまして、山本主査が御説明いたします。

山本教育総務課主査 教育総務課、山本です。

それでは、60号議案について御説明いたします。

議案をめぐっていただきまして、定例会資料をごらんください。1の改正理由及び内容です。平成19年度から学校運営協議会を設置する学校（地域運営学校）を指定しているところがございますが、学校評議員と学校運営協議会委員の役割に重複するところがございますので、地域運営学校からの校長からの申し出により、学校評議員を置かないことができるというふうな規定を設けるものでございます。

この規則の13条の4に新たに1項を加えて、改正しようとするものです。施行時期は4月1日からというふうに考えております。

以上です。

小田原委員長 ただいま、教育総務課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。

川上委員 13条の4というのは、4は4項ですか。そういう意味じゃない。

山本教育総務課主査 通常、条文とかを改正する場合、関連するいろいろなものがありますので、新たに条を加える場合、13条と14条の間に新たに一行加える場合は、13条の2というふうな条を加えます。

既に、13条の2と、13条の3がございまして、その後に新たに1条を加えた場合に、13条の4というふうな改正の仕方を、法規上はするという形になります。

今回、加えますのは、13条の4という条に新たに第2項を加えるという改正です。

小田原委員長 略があるけれども、13条の4の略のところには、どんな文言があるんですか。それがあから、つけ加えるのが2というふうになるわけでしょ。

山本教育総務課主査 13条の4ですが、学校、家庭及び地域の連携による地域に開かれた学校運営の一層の促進を図るとともに、学校とともに説明責任を果たすため、学校に施行規則第23条の3に規定する学校評議員を置くという規定になっております。

小田原委員長 それがあるものだから、置くに対して、置かないことができるというその項目を、2項としてつけ加えるということですね。

山本教育総務課主査 はい。

小田原委員長 ここをつけ加えるから、この案はこれでいいんだけども、資料として、あるいは説明資料の中に13条の1から13条4まで略の部分、略とその前の部分、この評議員にかかわる部分を示すと、非常にわかりやすくなる。これが必要だということがわかるわけ。ところが、今の説明だとわからない。

天野教育総務課長 申しわけございませんでした。

この関連する部分につきましては、委員さんの方で見る部分についての資料がちょっと不足していると思います。申しわけございませんでした。

小田原委員長 13条がどうなってるのかということを書いて、13条の4のところがあるから、それだとどうしても置かなきゃいけない。けども、運営協議会があれば、評議員にかかわることができるので、置かないことができるということですね。

よろしゅうございますか。

そのほか、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 よろしいですか。特にないようでございますので、お諮りいたします。

第60号議案につきましては、こちらのとおり御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第60号議案につきましては、このように決定することにいたしました。

今審議いただきました三つの議案は、いずれも、4月1日から施行するというのでございます。よろしくお祈りいたします。

小田原委員長 もう一つ、日程第4、第61号議案、八王子市教育委員会事案決定規程の一部を改正する訓令について及び日程の第5、第62号議案八王子市教育委員会表彰規程の一部を改正する訓令についてを一括議題に供します。

各案について、これも教育総務課から御説明願います。

天野教育総務課長 この二つの議案につきましては、統括指導主事というものを加えるもの
ということでございまして、山本主査から御説明いたします。

山本教育総務課主査 教育総務課、山本です。

それでは、61号議案と62号議案について御説明いたします。

61号議案の後ろに、両方の議案について御説明した資料がありますので、そちらをご
らんいただけますでしょうか。

まず、改正理由とその内容ですが、一つは統括指導主事の位置づけということでござい
ます。統括指導主事につきましては、平成18年4月から課長等の職として統括指導主事
を置いております。この規定につきましては、教育委員会事務局の処務規則のところ規定
をしてございます。ところが、教育委員会の事案決定規程では、その位置づけを明確に
しなかったものですから、ここで課長として事案の決定に当たらせることとして、課長の
定義に加えるというふうな規定を新たに加えようとするものです。

それから、これが60議案と関連してですけれども、62号議案で教育委員会表彰規程
の一部改正です。教育委員会表彰に当たりましては、事前に表彰審査会を経て決定するよ
うになっておりますが、表彰審査会は事務局の部長職、課長職をもって構成をしておりま
すので、統括指導主事につきましても、委員に加えようとするものでございます。

それから、二つ目でございますけれども、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価に関することでございます。これにつきましては、別表に決定対象事案、それか
ら事案の決定方法等を規定をしております。法改正に伴いまして、教育に関する事務の点
検・評価につきまして新たに行うこととされましたので、そのことについて委員会が決定
する事案として位置づけようとするものでございます。

それから、(3)として規定整備がございしますが、これは単なる文言の整理でございま
す。

施行時期につきましては、4月1日を考えておりますけれども、教育に関する事務の管
理及び執行の状況の点検及び評価については、公布の日から施行という形で対応したいと
思います。

説明は以上でございます。

小田原委員長 ただいま、教育総務課の説明は終わりました。

各案について、御質疑、御意見ございましたらどうぞ。

よろしいですか。その会議資料の(3)は、何ですか。

山本教育総務課主査 61号議案の2枚目の別表のところの次の括弧のところ、本来は項の前には、「第何項」というふうを書くのが主流になっておりますので、その「2項」のところを「第2項」というふうの規定の整備をするという内容でございます。

小田原委員長 この別表は、この第5条の第2項のところだけ、「第」が落ちてたんですか。

山本教育総務課主査 はい、そうです。

小田原委員長 落ちてたの。ほかは、ついてる。

山本教育総務課主査 ほかは、ついてます。

小田原委員長 単なる間違い。

山本教育総務課主査 単なる間違いです。この表の改正をするときにしか、御提案できないというふうな取り扱いをしてますので、ここで。

小田原委員長 ところで、この規程の中で、別表に教育に関する事務の管理は、今までどこにも入ってなかったんですか。

山本教育総務課主査 はい。

小田原委員長 これも入ってない。これも、不思議な話だね。

山本教育総務課主査 本来ですと、地教行法が改正された段階で、その施行に合わせて改正をすべきところだったと思いますけど。

小田原委員長 管理運営規則で、教育行政の運営に関することの中に、管理は必ず入ってくるはずでしょう。なのに、入ってなかったというのは、不思議なんですけど。どこかにあるはずなのになかったとすれば、点検・評価以外にもこれを入れなきゃいけないということですよ。全体を見ることができませんので、何とも言えませんが、ないとすれば、ここで入れるしかないということだったんですね。

ということでございます。61号議案、62号議案合わせて、よろしゅうございますか。お諮りいたしますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第61号議案及び第62号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 続いて、日程第6、第63号議案八王子市立学校事案決定規程の一部を改正

する訓令についてを議題に供します。

これも、教育総務課から説明願います。

天野教育総務課長 第63号議案でございます。この八王子市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令についてでございます。これにつきましても、山本主査から御説明いたします。

山本教育総務課主査 教育総務課、山本です。

63号議案について、御説明いたします。

めくっていただきまして、定例会資料の方をごらんいただければと思います。

改正理由と内容ですけれども、まず、内容は二つございます。一つは、学校経営計画と学校評価についてでございます。前回の定例会のところで、管理運営規則について関係した経営計画と学校評価の規定を加えたところですが、このことに伴って校長が決定する事案として、学校の事案決定規程の中にも規定しようとするものでございます。

それから(2)ですが、4月から中学校給食が始まります。この中学校給食におきましては、実は学校の方で給食費の取り扱いをしないものですから、現在規定になっていましたところから、中学校給食に係るものを除くということで、給食費の定義を一部変更しようとするものでございます。

施行時期につきましては、4月1日からというふうに考えております。

説明は以上です。

小田原委員長 教育総務課からの説明は以上ですが、これについて御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。

川上委員 先ほどもございましたけども、事案、事件という違いというものが、ここで話題になってましたけども、今も学校事案決定規則と課長はおっしゃいましたが、規程と書いてありますが、規則と規程の違いというのはどういうことなんでしょうか。

山本教育総務課主査 規則は、基本的に法律と同じようなもので、それは議会の議決は経ませんけども、市長それから行政委員会が決定する行政委員会の中以外のところまで法規制がおよぶようなものでございます。

それから、規程につきましては、これは実際上は、教育委員会訓令になります。教育委員会訓令になりますので、基本的には事務局の職員に対してこういうふうにしなさい、あるいは教育機関の職員に対して、こういうふうにしなさいというふうな命令というふうな内容になります。

川上委員 これは、規程ですね。

山本教育総務課主査 はい。規程です。そういう違いです。

小田原委員長 そのほか、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでございますので、お諮りいたします。

第63号議案について御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第63号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 続いて、第64号議案、学校運営協議会を設置する学校の指定についてを議題に供します。

これにつきましても、教育総務課から説明願います。

天野教育総務課長 学校運営協議会を設置する学校の指定ということで、64号議案でございます。指定する学校につきまして、そこに記載している部分でございますけれども、説明につきまして、町田主査から行います。

町田教育総務課主査 教育総務課、町田です。

第64号議案、学校運営協議会を設置する学校の指定についてでございますが、去る平成21年1月21日の教育委員会定例会におきまして、平成21年度地域運営学校として御承認いただきました6校につきまして、八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条の規定に基づき、学校運営協議会を設置する学校として指定する議案でございます。

指定する学校は、栲田小学校、中山小学校、宮上小学校、下柚木小学校、第一中学校、陵南中学校。指定日は、平成21年4月1日でございます。

この間に地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第47条の5、第9項に基づきまして、東京都教育委員会に協議し、回答文書を3月13日に収受しておりまして、本日議案として上程する運びになったものでございます。

なお、学校運営協議会の委員についてでございますが、本日学校の指定を決定いただきましたら、指定学校の学校長より、規則第4条第2項の規定に基づきまして、委員が推薦

される予定でありまして、規則第4条第4項により、これを尊重して教育長において決定する予定でございます。おって教育委員会定例会にて、御報告いたします。

また、平成19年度より地域運営学校を実施しております3校でございますが、学校運営協議会委員の任期2年がここで満了いたします。こちらの委員につきましても、同様に教育庁において決定いたしますので、おって教育委員会定例会に御報告いたします。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 よろしゅうございますか。

運営協議会の委員につきましては、教育長決裁で行う、おって教育委員会に報告するというのですが、よろしゅうございますか。

それでは、お諮りいたします。第64号議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第64号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 続いて、日程第9、第66号議案、戸吹総合スポーツ公園第2期整備工事に関する議案の調製依頼についてを、議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から説明願います。

遠藤スポーツ振興課長 それでは、戸吹総合スポーツ公園につきまして、清水主査から報告申し上げます。

清水スポーツ振興課主査 スポーツ振興課、清水でございます。

それでは、説明いたします。本議案は、(仮称)戸吹総合スポーツ公園第2期整備工事について、八王子市長に議案の調製依頼をするものであります。依頼する議案の内容につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであり、条例によって予定価格2億円以上の工事と規定しています。

なお、本工事の執行予定額は、3億8,024万3,000円となります。工事期間につきましては、第2回市議会定例会を経て、本契約を締結し、平成22年3月19日まで

を予定しております。

なお、工事内容につきましては、施設造成工、ガス抜き設備工、植栽工、給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、園路広場整備工、管理施設設備工、テニスコート設備工、遊戯施設工の各一式となります。以上の内容につきまして、議案の調製を依頼するものであります。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 ただいま、スポーツ振興課からの説明がございましたけれども、何か御質疑、御意見ございますか。

これも2億円超える工事ですので、市長に調製を依頼して、議会の議決を求めるというものでございます。よろしゅうございますか。どうぞ。

川上委員 工事期間が、22年3月19日予定ですが、いつからいつまでですか。

清水スポーツ振興課主査 工期の始めにつきましては、第2回市議会定例会の議決後ということで、現在のところまだはっきりした日付が。本契約の日付がまだ決まりませんので。

川上委員 これは、竣工予定ですか。22年3月19日というのは。

清水スポーツ振興課主査 これは、年度末の工期の決まりが、3月19日になっておりまして、現在のところ予定ですが、年度いっぱいかかるということで、3月19日までということでさせていただいております。

小田原委員長 質問は、3月19日までですかってこと。

清水スポーツ振興課主査 失礼いたしました。

小田原委員長 期間というのは、いつからいつまでが期間だからということで、それはいつからというのはないけれども、いいんですかというところで、3月19日までですかとお伺いしたわけですが。

清水スポーツ振興課主査 失礼いたしました。

小田原委員長 ということでよろしいですか。

菊谷生涯学習スポーツ部長 まだ、第3期の工事が。

川上委員 この工事のこと。

菊谷生涯学習スポーツ部長 これは、これで終わりますけど、また、22年年度に入ってから少し工事がございます。

小田原委員長 第2回の定例会というのは、今回のこと、3月議会。

菊谷生涯学習スポーツ部長 6月です。

小田原委員長 6月。6月議会に先ほどの今のやっていくということですか。

ということですが、それではお諮りいたしますけれども、第66号議案につきまして、御提案のとおりということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特に異議がないものと認め、第66号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、追加日程。

協議事項、八王子市教育委員会権限委任に関する規則の一部改正についてを議題に供します。本件について、教育総務課から説明願います。

天野教育総務課長 それでは、協議事項につきまして、山本主査から御説明いたします。

山本教育総務課主査 教育総務課、山本です。

それでは、御説明いたします。めくっていただきまして、規則改正の案をごらんいただければと思います。それで、ゴシック体であえて表示をしていますところですが、現行、教育長への委任事項の中に、内容が変わるわけではありませんが、学校保健法という法律名と、学校保健法施行規則という省令の名称が入っております。この二つなんです。この4月1日から学校保健安全法に変わります。それと、学校保健法施行規則につきましては、学校保健安全法施行規則というふうに名称が変わります。それで、実は、省令の方が今現在まだ公表されておられません。文科省に確認しましたところ、この内容は今、広く意見を聞いているところで、4月1日までは、公布をしますというふうな回答をいただいておりますが、まだ省令の方が公布されておられませんので、先ほどの規則改正、訓令の改正と同時期に議案として上程できないものでございます。

それで、この内容につきまして省令の公布をもちまして、3月中に教育長の方で決裁をして、規則改正の手続きを取りたいと思っています。

説明としては以上です。

小田原委員長 これは何を協議すればいいの。

山本教育総務課主査 協議内容としては、この内容について規則改正を予定されていますので、教育長による臨時代理によって事務処理をするということによろしいかというふうなことをお話をしていただければ、よろしいかと思えます。

小田原委員長 ということですが、いかがですか。

協議する中身なのかなんだけれど、協議しろって言ったって、何を協議したらいいのかという。だめだって言えない話だし、法律が変わるわけだから、法律の名前が変わることについて、教育長が決裁していいかということ。いけないという話じゃないわけでしょう。だから、これはいいですか。時間取らなくて、こういうレベルの問題は教育長決裁したという報告でよろしいんじゃないですか。

天野教育総務課長 わかりました。

小田原委員長 紙と時間の節約をしていただければと思いますが、よろしゅうございますか。

これも、文科省慌ててやるのかしら、あと数日で。

山本教育総務課主査 それは必ずやります。

小田原委員長 やるって。そうですか。

ということでございますので、3月末日までに、教育長が決裁をするということでもよろしく願いたいします。

小田原委員長 それでは、続いて報告事項となりますが、教育総務課からご報告願います。

天野教育総務課長 それでは、平成20年度の八王子市教育委員会児童・生徒等表彰についてでございます。これにつきまして、現在、優秀な成績があった生徒について表彰しているところでございますが、これについての報告でございます。報告につきましては、後藤主査から行います。

後藤教育総務課主査 教育総務課、後藤です。

平成20年度八王子市教育委員会児童・生徒等表彰について御説明させていただきます。こちらは、資料をごらんいただきたいんですけども、2月25日の第20回定例会におきまして、教育委員会表彰、児童・生徒表彰等の表彰者の決定をしていただいたところでございますけれども、それ以降推薦がございました児童・生徒表彰、一般表彰の対象者につきまして、教育長の決裁により表彰することといたしましたので、ここで20年度の表彰者の全体を取りまとめたものを報告させていただきます。

では、お配りした資料ですけども、まず一枚目、1ページ目が20年度の表彰者全体をまとめたものでございます。

2ページ、3ページは、平成19年度と今年度の表彰対象者の比較でございます。これは、そのあとA4の横長の資料になりますけれども、こちらは今年度の表彰者の一覧でございます。

では、一枚目をごらんいただきたいと思います。まず、表彰規程、第3条第2号に該当いたします、特に他の模範とするに足りる行為があったものということで、ボランティア活動を継続していただいた由井中学校の三味線部と、あとは地域での伝統文化を継承するということで鎌水囃子保存会に所属し、地域等で活動している鎌水中学校の生徒、計1団体4名の方を表彰することといたしました。

次に、第3条第3号のその他教育委員会が表彰するに相当であると認める成績または行為があったものということで、児童・生徒表彰でございますけれども、まず、体育関係が東京都大会において3位までに入賞した個人または団体、あと全国大会、関東大会へ本市または都代表として出場した個人または団体ということで、39名、12団体の計51件の表彰をしております。

また、文化関係ということで、体育部門と同様の成績をおさめた個人9名と、5団体、計14件の方を表彰しております。こちらは、児童・生徒表彰ということで、3月16日に表彰の式典を行っております。

続きまして、一般表彰でございます。こちら第4条第2号の社会教育社会体育その他の文化活動において特に優秀な成績をあげたものということで、今回は全国大会の優勝者7名の方を表彰することといたしております。また、第4条第3号ということで、その他委員会が表彰することが相当であると認める業績あるいは行為があったものということで、学校安全ボランティアの方、ボランティア活動ということで50名、それと伝統文化の継承の活動をしていただいている方を5名表彰することとしております。こちらは、3月23日に表彰式典の方を行いました。

それでは、資料の2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、昨年度と今年度とを比較しました表彰対象者の状況でございます。2ページですけれども、児童・生徒表彰につきましては、スポーツ区分、文化区分、ボランティア区分ということで、昨年度よりも増加しております。

スポーツ区分につきましては、陸上競技がふえていると。文化区分につきましては、作文・絵の項目がふえております。ボランティア区分については昨年度と比べますと、伝統文化の継承というところでふえております。

続いて、3ページをごらんいただきたいと思います。こちらは一般表彰でございますけれども、ボランティア区分が昨年の35件から、今年度55件ということで、学校安全ボランティアの方がふえているのが要因でございます。

なお、2月25日の定例会以降に追加表彰することとしたものにつきましては、横長の資料をごらん下さい。まず1ページになります。こちらはボランティア・伝統文化の継承ということで、由井中学校と鎌水中学校5名を追加しております。

めくっていただきまして、5ページ、6ページになります。こちらは児童・生徒が9名です。こちらは、体育の区分と、あとは文化区分ということで、9名の方を追加で表彰することとしております。

続いて、7ページになりますけれども、こちらは一般表彰の方になりまして、体育区分で1名、伝統文化の継承区分ということで5名、計6名で、追加に表彰することとしたものが計20名でございます。そして、こちらの資料には載せてはおりませんけれども、義務教育9年間の皆出席の表彰者を、3月19日の卒業式をもちまして、6名の方が表彰対象となっております。こちらにつきましては、この後、教育長の決裁をもちまして表彰者ということで決定を受けまして、3月26日に表彰式典を開催していきたいと思っております。

説明は以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの報告は以上ですが、御質疑、御意見ございませんか。

よろしゅうございますか、何かございませんか。

手元に東京都の教育庁報が届いているんですが、ここで八王子関係では個人が一人、団体、学校が一つ表彰されてますけど、これはダブってはいないわけですか。個人というのは、長池小学校5年生の松田潤君が水泳で東京都表彰、それから恩方中学校が地域貢献活動で団体に表彰されてますよね。これダブってはいないわけね。

天野教育総務課長 ダブってはいりません。

小田原委員長 この東京都を見ると、東京都ではこういう地域貢献活動とか、あるいは、伝統芸能とか、そういう部分が割合としては結構あるんです。スポーツ等の体育関係の表彰と比較したときに。

八王子の場合に、体育とかそういう部分はあるんだけど、伝統文化、ボランティア団体等のそういうのが若干少な目なので、そこら辺ちょっと気にはなるところなんです。

こういう状況で、今年度は表彰するということです。よろしゅうございますか。

それでは、これともう一つ、無遅刻・無欠席の表彰を26日に行うということです。

ということでよろしゅうございますか。

それでは続いて、教育総務課から指導室の報告へと移りますが、よろしゅうございます

か。それでは、指導室からの御報告をお願いいたします。

宇都宮指導室統括指導主事 それでは、今般発刊いたしました小学校児童作文集「はちおうじの子」について御説明を申し上げます。

山下指導室前任指導主事 指導主事、山下です。

小学校児童作文集「はちおうじの子」の発刊について御報告いたします。

このねらいにつきましては、児童のすぐれた作文等を編集し、教室等で活用することを通して、児童の書くことへの関心・意欲及び書く能力を高めとなっております。この冊子につきましては、企画・運営は指導室並びに市の小学校教育研究会の国語部の顧問校長会、それから同じく小学校教育研究会の国語部を中心とした「はちおうじの子」編集委員会の企画・運営というふうになっております。

これは、全市の小学校に募集をいたしまして、3番に募集した作文の内容でございますが、(1)はジャンルにつきましては、それぞれの学年ごとの指導内容に合わせたジャンルを指定しております。それから、字数制限も発達段階に合わせて、1、2年生、それから4年生以上ということで、規定の枚数を指定しております。

その各学校で書いていただいた作品を、学校ごとに、各学年3点以内で選出をして応募をしていただくという方式を取りました。

応募数、掲載数につきましては、そこでございますが、応募校数は63校、それから応募総数は701点、そのうち文集に掲載した作品数は103点ということで、内訳はその表のとおりとなっております。

5番の選考ということで、この内容につきまして、ジャンルごとに教育長賞1点、校長会長賞を1点、優秀賞2点及び優良賞を選びました。この優秀賞までにつきましては、表彰状を出して、表彰をして、優良賞につきまして掲載をさせていただいているところです。なお、その他の作品、応募していただいたすべての作品を、今回、佳作として名前、学校名を冊子の中に掲載しております。今回が第一回目ということで、冊子を発行したということでございます。

以上でございます。

小田原委員長 指導室からの説明は以上ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

まず、第一集が出たということで、大変喜ばしいと思います。欲を言えば、佳作も数編集らせていただけたらと。優秀賞までとめないで、佳作も載せていただけると、うれしさが増すと思うんですが、御検討いただければという気がいたします。名前を載せるのは、

非常に結構だと思うんですが、中でも惜しいと思うようなのがたくさんあったのではないかと思います。優をふるって優秀賞を決めていったのではないかと、これは推測するわけなんですけど、応募される皆さんにとっても、佳作も載せていただけたらと思います。

それから、きょう、いただいたばかりで全部見てませんけれども、例えば、小学校2年生の作品に対する審査の、これ校長先生になるんでしょうか、方々が、例えば、うれしいという字を漢字で書いたりしています。丁寧とか。私は、大変うれしいと思います。これも国語部会の先生方の一つの識見かなと思いますが、常用漢字でない字とか、2年生では難しいというふうに言われたとしても、こういう方向性は国語部会の方々の、一つは、私は識見だというふうに思いますので、余りそんな字使ってはいけないという話があったとしても、この方向性はいかしていただけたらと思います。という感想ですが、ほかの皆さんいかがですか。

水崎委員 教室で書かせた作品ということなんですけども、一年間を通してやった結果をここでということなんでしょうか。ある期間を決めたというんじゃなくて、一年を通しての作文の作品をここで選考したということなんでしょうか。

宇都宮指導室統括指導主事 この作品の応募の締め切りが9月頃だったので、そこまでに書いているものということになります。だから、1年生はほとんどまだ字が、平仮名が習い終わっていない段階なので、本当にお手紙分ぐらいのものになるというか、そんな状況です。

小田原委員長 ほかにいかがですか。

水崎委員 これは、今回第一号ということなんですけども、次年度以降毎年やっていくのかどうかというのを聞きたいのが一つと、あと次年度も9月に締め切ってやっていくという、そのやり方も同じようにやっていくかというのを、もう一つ教えてください。

宇都宮指導室統括指導主事 第一集と書いたからには、第二集を出さねばならぬという段取りで、今、動き始めています。

もう一つは、9月締め切りの件なんですけど、今回は、夏休みが終わって作品が出せるような感じというのもあって、そういう感じにしたんですけども、印刷までにすごく時間がかかったんです。

というのはなぜかということ、これの原文を打っているのが、先生方がみずからワープロで打って、その原稿を集めてやったものですから、皆、すごく時間がかかっていたということがありますので、それから、もう一つは、当初から指導室の方にこの事業がきてなく

て、途中からだったので、段取りがうまく組めなかったので、来年度については早目に校長、小教研の方と段取りを組んで、早目にいろんな御意見を聞きながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

小田原委員長 よろしいですか。

このやり方がどうかというのは、これから検討していただいて、各学校から三点、学年三点という制限がいいのかどうかとか、いろいろあると思うんです。

私は、制限をつけるべきではないという考えなんですけど、学校が多いものですから、たくさん出てきたらどうしようかというふうな話になっちゃうと思うんですけれども、教室で書かせたものを学年で、何点にしぼっていくというふうなやり方がいいのかどうかも含めて、いろいろ中で、我々が考えるんじゃなくて、先生方がどういうふうに考えるかということで検討して行って、いいものをつくってほしいというふうに思ってますので、よろしくをお願いします。

協議会も言ってますけれども、これが引き続けてできていけば、大変うれしいというふうに思ってますので、よろしくお伝えいただければと思います。

それでは、よろしゅうございますか。指導室からの報告は続けて、小中一貫教育の指導資料についてですか。

宇都宮指導室統括指導主事 小中一貫教育の指導資料についてでございます。この度、案ができて上がりまして、冊子になりましたので、御報告を申し上げたいと思います。

小林指導室指導主事 指導室、小林です。

小中一貫教育指導資料について、御報告いたします。

本指導資料は、学習指導要領における各教科等の目標や内容を踏まえまして、「知育」「徳育」「体育」それらを支える「食育」の4分野を基本にして、今日的な課題への対応を加味して、重点的に取り組み指導内容や指導方法等を示したものでございます。

八王子市の小中一貫教育を推進する取り組みの一つとして、平成23年度から全校で共通して活用することを目的としております。

指導資料作成に当たりましては、小中一貫教育指導資料作成委員会として、国語、算数、数学、道徳教育、体育、健康教育、食育、情報教育、環境教育の7つの部会を編成しました。

次年度は、この7つの部会を継続しまして、新規3部会として理科、英語教育、キャリア教育を立ちあげまして、指導資料の充実と改善を図ってまいります。

年次計画としましては、次年度平成21年度は学校は、指導資料の活用を検討し、可能な範囲で活用する。そして、平成22年度は学校は、各教科等の年間指導計画に位置づけるなど、可能な範囲で指導資料を試行する。そして、平成23年度には、全校が各教科等の年間指導計画に位置づけて、指導資料を活用してまいります。

配布物としましては、1カ月前に小中一貫教育指導資料電子データ版として、各学校にCD-ROMを配布済みでございます。そして、本冊子はきょうまでに各学校へ、管理職用1部、各学年用1部ずつ配布しました。小学校は計7部、中学校は計4部でございます。

私からの説明は、以上でございます。

小田原委員長 指導室の説明は以上ですが、本件につきまして、何か御質疑、御意見ございましたらどうぞ。

これは大変なものをつくっているんだけど、大変というのはいろいろな意味がありますけど、学校で活用できるんですか。

宇都宮指導室統括指導主事 活用していただくべくつくっておりますので、ここに示した年次計画が丸々二年間あるわけですけれども、来年度においてはそれぞれさらっと見てもらって、使えるところと、例えば、算数なんかはもうワーク資料形式になっているので、プリントアウトして印刷すれば使えますし、各教科の年間指導計画に位置づけるなど、可能な範囲でやってください。23年度から全部で使ってください。その間に、授業研究を、小中一貫22年度しながら委員会でやりながら、中身を精査していこうというような算段でございます。

小田原委員長 小中一貫教育の指導資料のワークブックと、指導事例、指導教材例の二つの傾向が見えるんですが、これは小中一貫の先生方が活用する材料として提供するという、そういうふうに理解していいんですか。

小林指導室指導主事 はい。

小田原委員長 ということだそうですが。

これは、指導室がつくった、教員の何人かに委託して、委員会みたいな研究会みたいなのでつくってもらった。

小林指導室指導主事 委員長、よろしいですか。

指導資料の一番最後のページをごらんください。小中一貫教育指導資料委員会名簿を載せております。

小田原委員長 この方々が、それぞれの部会をつくった。

宇都宮指導室統括指導主事 もちろん、つくるに当たっての当初の方向性、方針というのは、担当指導主事がおりますので、そちらの方で示してそして委員会の方でつくって、指導主事の方が最終校正をかけて完成させたという、そんな段取りでございます。

小田原委員長 その基本になるのは、どれになるんですか。基本というのかな、例えば、国語でいうと、活用計画になるんですか。それに従って、これらの教材が用意されていますよというふうに見ればいいわけですか。

宇都宮指導室統括指導主事 それと、中を見ますと、指導資料の年間活用計画というのが、例えば1の4ページ、5ページになりますが、そこに大体このぐらいの月で活用できる内容がありますよという形で示させていただいております。

小田原委員長 これ対応すると見ていいんですか。この中身が。

宇都宮指導室統括指導主事 中身が対応します。

小田原委員長 例えば、書くことでいくと、1の6、1の7、その1の7の中1、中2、中3で、視点をかえて書く、これはどこを見ればいいんですか。教材例は。あ、これが、1の111。

宇都宮指導室統括指導主事 1の105ページでございます。

小田原委員長 これが、3学年。2年生はその前を見ればいいわけ。

宇都宮指導室統括指導主事 1の105ページ。

小田原委員長 なるほど。これに従っているから、こうなるのか。

ということだそうですが。これは、一貫でない場合には、どうなるんですか。こういうふうにはされていない。

要するに、小中一貫でなくてもこういうふうになっているというふうになりませんか。なっていないか。小中一貫だから、こういう並べ方になっているんだと言っていいんですか。

小林指導室指導主事 この活用計画につきましては、実際に先生方が使っております教科書の配当表、単元の流れに応じて、それに則してつくっております。

小田原委員長 そうすると、一貫資料にならないんじゃないかというふうに言われませんか。

小林指導室指導主事 ただ、身につけさせたい力としまして、例えば、ここで申しますと、学力定着度調査で小学生から中学生、共通して持っている課題としては、文脈に則した内容を理解する力から、目的に応じて工夫して書く力4つ挙げておりますけれども、これを重点的に理解させる、また、習得させるドリルをつくりました。

小田原委員長　そういうふうに言われれば、そうなるけれども、これ一貫でなくたってこういうふうにするようになってるんじゃないですか。

由井学校教育部参事　指導要綱で、小中連結してやるように、学習指導要領は考えられているわけですが、今、小林指導主事の方からもありましたように、八王子の課題としてどういう力を身につけたいのか、そこを重点的に取り上げて組んでいっているということを考えれば、八王子の小中一貫教育、全校で取り組む小中一貫教育に応じたものであると考えております。

小田原委員長　そこがはっきりするようになっていけばいいんですけどね。それは、どこを見ればそういうふうに言ってますか。それを言ってほしいんです。だからこれを使いなさいというふうになるんだという、なるのかと。一番気になる算数、数学なんだけれども、並べてこれで力つけるべきことになるのかっていうと、ええっとこう思うんだけど、だめですか、それは。

由井学校教育部参事　今、説明にあったように、不足する部分、例えば、算数で言うと、数学的な考え方とか、そのあたりどう身につけていくのかというのは、非常に一貫教育の中でも重要なところだと思いますので、使用していく中で、よりよいものを23年度に向けてつくっていくと。今、ドリル形式のものでつくったっていうことは、すぐ使える、すぐ使って効果を上げて、小中一貫教育でも効果を上げていけるような、そういう初めはイメージがあったんだと思うんです。ですから、そのあたりは使う中でもう少し改善していく必要はあるだろうなというふうに考えます。

小田原委員長　これ、すぐできるんだよね。算数の先生、数学の先生だったら。そうじゃなくて、もっと、例えば、平方根なら平方根のところのどこがつかずきの原因になっているのかというのは、小学校から積み上げてくるところからこういうふうにやってくればできますよというのが、欲しいんじゃないかなと思うんだけど。そういうことを考えて、もし、改めてつくるとすればそういうものを考えていただきたいなと思うんです。私だけが言って、申しわけないですけど。ほかの皆さんいかがですか。

水崎委員　2月6日、小中一貫教育モデル校の研究報告があったと思うんです。そこで、モデル校から算数、数学の小学校1年生から中学3年生までのカリキュラムというのが、それぞれのモデル校いろいろ工夫して出されてると思うんですけども、これ、見てて、例えば、中学1年生のここにつまずいているのは、小学校1年生のここにつまずいてるから、小学校の例えば3年生のこの内容につまずいてるから、今の中学の1年生のこの内容が理

解できないんだと、そういううまく図になって、わかりやすくなってるのなんかもあるんです。これと、きょう見せていただいたこの小中一貫教育指導資料と、これは関係性というんですか、使い方というんですか、これはどう各校でやっていくんでしょうか。

宇都宮指導室統括指導主事 今、委員のおっしゃったものについては、各学校の特色の部分に入ってくるかなと思います。これは、小中一貫の指導資料で、全校が共通して使うものですので、先ほど指導室長の方からお話をさせていただきましたように、八王子全体の学力の方向性として、例えば、算数だと数と計算、数と式の部分が弱いので、全校でこの指導資料を使って、指導をしていきましょうよという、一つの共通の資料になっていきます。そういう意味で、小中一貫の指導資料として使っていく。

今、お話のあったところは、例えば、それが、みなみ野でしょうか。

水崎委員 たまたまこれは、式分方小の。

宇都宮指導室統括指導主事 式分方、元八地域の、あの地域での課題点を示した上でのカリキュラムですので、その大元になる基礎がここで全部使っていくというのと、それとプラスそちらの指導計画があるというふうに考えていただければと思います。

小田原委員長 よろしいですか。

じゃあ、特にないようでしたら、活用を大いに期待しておりますということで、よろしく願いいたします。

続いて、生涯学習総務課から御報告願います。

桑原生涯学習総務課長 それでは、生涯学習スポーツ部が平成21年度に催し、順をおって展開する新規を合わせて214件の催し物等の一覧について、御報告します。報告は、主査の齋藤からいたします。

齋藤生涯学習総務課主査 平成21年度に予定をしております生涯学習スポーツ部の催し物等について御報告をいたします。

資料をごらんください。事業数でございますが、部全体で他団体との協働事業等を5つ含めまして、214でございます。資料の表でございますが、左から、事業名、事業内容、募集人員、時期、会場、対象、前年度実績となっております。二重線で囲いまして網掛けをして事業名の頭のところに（新）となっているものが、新規事業でございます。13事業でございます。網掛けだけをしたものが、廃止をした事業でございます。

それでは、所管ごとに御説明をさせていただきます。1ページから2ページ、生涯学習総務課でございます。放課後子ども教室など11事業を予定しております。また、主催

事業ではございませんが、関連事業といたしまして、2事業を行う予定でございます。

続きまして、3ページから6ページまで、生涯学習センター及び南大沢・川口分館でございます。各種講座など3館で33事業を予定してございます。また、川口分館では協働事業としまして、6ページにございます1事業を行う予定でございます。

続きまして、7ページから9ページ、文化財課でございます。郷土資料館の特別展「多摩の古墳」など、17事業を予定してございます。また、協働事業として2事業を行う予定でございます。

次に、10ページから15ページの図書館でございます。新規事業でございます八王子関係出版史展を含めまして、42事業を予定してございます。

続きまして、16ページから17ページこども科学館でございます。新規事業でございます部分日食観察会を始め、25事業を予定してございます。

次に18ページから20ページ、スポーツ振興課でございます。夢街道駅伝競走大会や八峰登山大会など29の事業を予定してございます。

最後に21ページから27ページ、スポーツ振興課のうち市民体育館、甲の原体育館でございます。一般開放、スポーツ教室等52の事業を予定してございます。

説明は以上でございます。

小田原委員長 生涯学習総務課からの説明は終わりました。

本件につきまして、御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。

水崎委員 3ページなんですけど、上から4つ目家庭教育学級のところで、対象が幼児・小中高生を持つ養育者となっているんです。その下だと家庭教育講座のところだと、小学生とその保護者となっているんですけれども、この養育者と保護者というのはどういう理由で使い分けられたのかを教えてくださいたいと思います。

牧野学習支援課長 特に使い分けをしているということはございませんけれども、いずれも、保護者でございます。

小田原委員長 どうして使い分けしてるのかと聞いてるわけだから、使い分けは。

牧野学習支援課長 場合によって、家庭教育学級の場合、小中高生、少し大きいお子さんの親御さんでない、例えば、おじいさんとかおばあさんとかという方も来られる場合もございますので、こういった表現を使っているということでございます。直接、保護者でない方が参加されることがございます。

小田原委員長 逆じゃないの。保護者を対象とするんじゃないよ、だから養育者とな

ってるんじゃないですか。使い分けてるということは。なんで、保護者にしなかったのかと言ったら、保護者じゃない養育者を対象とするんじゃないですか。保護者とダブる場合もあるけれども、おじいさん、おばあさん、ないしは養育にかかわる人たちを対象として、保護者というと、保護者しか来なくなっちゃうからそうじゃありませんよということじゃないんですか。だから、家庭教育学級と家庭教育講座と分けてるんじゃないですか。

牧野学習支援課長 家庭教育学級と家庭教育講座は、開催の仕方が少し違うんですけれども、今、委員長がおっしゃられたとおり、広い意味で養育者ということを対象にしているということでございまして、保護者を対象にするという場合の方が範囲が狭いということで、家庭教育学級は年間を通して話し合いなどを中心に行います月1回の学級でございます。それから、家庭教育学級は一定のテーマのもとに数回程度催すという事業でございます。特にこの辺は、言葉の精査が十分にできていないということで、これは精査をするようにいたします。

小田原委員長 そうですか。

水崎委員 もう一度、これは整理されるということですか。統一するとか。

牧野学習支援課長 そうですね、統一した表現にしていきたいと思います。

水崎委員 今、保護者といった場合は、親に限らず、おじいちゃん、おばあちゃんでも保護者となることもあるんじゃないかと思うので、そこら辺ちょっとよく調べていただいて、やはりこれを見たときに参加したいと思うような、ここら辺は気を配っていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

それは、ほかのページでもありますので、全部そこら辺見てくださいませよう願います。

小田原委員長 そのほかどうですか。

生涯学習スポーツ部が主催するものというふうに、理解していいわけですね。

齋藤生涯学習総務課主査 生涯学習スポーツ部が主催するものと、あと、生涯学習スポーツ部が共同で行うものが、先ほど御説明したとおり五つ含まれておりますが、合計で214ということで。五つは協働事業、残りは全部主催事業ということでございます。

小田原委員長 協働事業も、主催になってるわけ、共催。

齋藤生涯学習総務課主査 共催ということですから。

小田原委員長 ということは、例えば、よその団体に委託するものも、この中にあるというふうに見ていいわけですね。

齋藤生涯学習総務課主査 委託してする事業も含まれてございます。

小田原委員長 ほかの団体に対しての補助金を出しているというのは、こういう中には別な扱いとしてここには出てこないというふうに、これもそういう理解でいいですか。

菊谷生涯学習スポーツ部長 全くの補助金だけの補助事業ということでは、含まれてございません。

小田原委員長 そうですか。補助金を出しているのは、これの何倍ぐらいになるんですか。あるいは、何分の1。

例えば、老人向けの何とかをやるというのは、この中にあんまりないんだよね。高齢者。幼児とか3歳児とかというのは、幾つかありますけれども、老人向けはない。また、視覚障害者はあるんだけど、その他の障害者についてはない。だけれども、老人の何とかとか高齢者の何とかとか、視覚以外の障害者の何とかというのは、それぞれの団体等であると思うんですが、そういうものに対して。補助金を出してるというような例はあるでしょ。ないですか。

菊谷生涯学習スポーツ部長 大分精査してますので、その中ではほとんどございません。

小田原委員長 この中には。このほかに。

菊谷生涯学習スポーツ部長 今、おっしゃった障害者、あるいは、高齢者等との事業は、委員長おっしゃるように高齢者福祉課なり、障害者福祉課がやる事業が多いですから、私どもの部で、積極的にやっているという事例はございません。

牧野学習支援課長 私どもの方で、ゆうゆうシニアというものがございまして、これはおおむね60歳以上の方を対象にしたものを行っております。合計で12事業、12講座行っております。

小田原委員長 ゆうゆうシニアね。

川上委員 55歳と60歳の違いというのは、どういうものだろう。

小田原委員長 55歳というのは、どこにあるんですか。

川上委員 川口分館は。

牧野学習支援課長 川口は少し年齢下げておりますけれども、基本的には60歳ということで、ゆうゆうシニアを行っております。

小田原委員長 21年度の催し物等は、このように計画しているということで、よろしゅうございますか。

それでは、それぞれの事業が充実したものになるように、願っております。

ということで、生涯学習総務課からの報告は、よろしゅうございますか。

次に、スポーツ振興課から御報告願います。

遠藤スポーツ振興課長 第59回全関東八王子夢街道駅伝競走大会の結果につきまして、御報告申し上げます。報告は、日巻主査から行います。

日巻スポーツ振興課主査 スポーツ振興課、日巻でございます。

私の方から、第59回全関東八王子夢街道駅伝競走大会の結果について、報告をさせていただきます。

まず、申し込み状況でございますが、464チームのエントリーをいただきました。これは、過去最高ということで、昨年に比べて77チーム増ということでございます。

結果についてでございますが、一部から七部まで437チームが最終的にスタートラインに立ちました。これも過去最高ということでございます。

各部門の優勝チームにつきましては、一般男子が厚木市役所Aが、初優勝ということでございます。以下、二部大学男子が中央大学A、三部高校男子が武蔵生越高校A、四部中学男子が明大中野八王子中学校、五部一般女子が八王子高校OG、六部高校女子が八王子高校A、七部中学女子が八王子三中陸上競技部ということでございます。

また、この日は特別参加ということで、東京オリンピック、パラリンピック、ムーブメント共同推進事業といたしまして、オリンピックのチームが参加をいたしました。1区コニカミノルタの松宮選手、2区が水泳の中村真衣選手、3区が往年の名ランナーの瀬古選手、4区が中国電力の尾方選手ということで、オリンピック選手も参加していただきました。

さきの東京マラソンでは、タレントが救急車で運ばれるというケースがありましたけども、この大会につきましては、無事に選手のけがもなく終了をいたしました。

以上でございます。

小田原委員長 ということですが、夢街道駅伝競走大会の結果です。何か御質疑、御意見ございませんか。直接ごらんになって、川上委員、何かございませんか。御感想、御意見あるかと思いますが。

川上委員 年々盛んになっていって、これで私何年見せていただいているかわかりませんが、運営をもう少し現場にいらした方ありますので、御存じだと思いますので、市民に受け入れられるような駅伝大会にしていけないといけないというふうに思います。細かいことは、もうおわかりだと思いますので、いろんな面でもう少し気配りを、市民の方への気配りを、もちろん、大会に出る方たちにはそうですけど、それ以外の方たちにも御協力いた

だけのような心配りをしていただきたいというふうに思っています。

小田原委員長 という御指摘がございましたけども、思い当たることございますか。

遠藤スポーツ振興課長 今回特にオリンピアがきたということで、部分的に狭間の方は結構にぎわったという話もございます。

あと、一般の市民の方々にはある程度規制がかかりますので、交通等の負担というんでしょうか、御迷惑かけておりますけれども、その辺をもう少し集中的にPRするなどして御理解いただきたいと思っております。

小田原委員長 今、川上委員が言ったのはそういう部分じゃなくて、運営の面で多々反省する部分があったのではないかというふうに言ってるわけです。そのところに心を配っていただきたいと。当然、市民にある程度の犠牲というのか、迷惑をかける部分があるわけです、駅伝で交通規制等があるわけですから。それはしょうがないわけで、それをさらに市民の御理解を得るようにする部分でいろいろあるのではないかということなんです。その部分が欠けてるわけ、この結果の報告の中には、それを入れてほしいというのが、多分、川上委員の。それが部長はよくわかってらっしゃると思う。

菊谷生涯学習スポーツ部長 今回も、ゴールの付近で一部ちょっと苦情等もございました。事前にそういうことが想定できますので、プラカードなりを一つ持つとか、そういう気配りと言うか、そういうことも必要かなと。

あと、大きな苦情と言いますか、それにつきましては、バスがとまるということで、かなりこちらの方にも電話がございまして、対応は我々精一杯やっているんですけども、どうしても御理解いただけない方というのは、毎年、数名はいらっしゃいます。ただ、大きな大会になりましたので、事故が起きないということが我々の至上命令ですので、多少の市民の方々には御不便をおかけしますが、できる限り周知、あるいはPRをしながら、御理解をいただけるように努力をしていきたいと思っております。

小田原委員長 東京マラソンの話、先ほど出ましたけれども、あれほどの大掛かりのものになれば、苦情というのはむしろ小さくなっていくのかもしれないですね。だから、これだけ大きくなってきたら、もっと大きくする。市民に受け入れられる大会という、そういうふうに考えた方がいいかもしれません。迷惑かけるのは、もうしょうがないんだから。気持ちよく市民が受け入れてくれるような運営の仕方というのを、また、考えていただきたいというふうに思います。

オリンピアチームが参加したというのは、それはそれで一つの目玉になって、これも市

民の皆さん、喜んでいるんじゃないですか。だから、次にそういうことができるかどうかは別にして、いろんなことを企画して、いわゆる、市民の夢街道駅伝を受け入れていく大会、そんなふう発展していけばうれしいんじゃないかと思えますけど。

よろしゅうございますか。ということで、スポーツ振興課からの報告は以上でございます。

菊谷生涯学習スポーツ部長 ありがとうございます。

小田原委員長 そのほか、何かございますか。

石垣学校教育部長 学事課から、一件報告をさせていただきます。

小田原委員長 学事課から、一件御報告願います。

野村学事課長 今週に入りまして、インフルエンザによる学級閉鎖は、一つもなくなりました。多分、終息したというふうに判断しています。また、きょうが卒業式、明日が終業式の学校が多いので、このまま終息するものと判断しています。

以上です。

小田原委員長 終息すんじゃないかと、休みに入るんですね。全面休校になっちゃう。

ということですか、何か御質問ありますか。よろしいですか。

それでは、学級閉鎖は以上で終わります。ほかにもございますか。ありません。委員の皆さんで、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、ないようでございますので、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。再開は45分ということで、お願いいたします。

【午後3時35分閉会】

上会議録は事実に相違するところがないことを認め、下に署名する。

八王子市教育委員会委員長

八王子市教育委員会委員